

ホームページの作成や掲載登録を他者に任せる場合の注意

具体的な販売物件や賃貸物件の紹介を含むホームページを掲載したまま放置した場合、その物件の状態が変化していたとすると、不当広告となります。

おとり広告として厳しい措置がとられる場合があります。

自分でホームページの作成や登録作業が出来る人は良いのですが、そうで無い場合、作成業者への発注は良く吟味してからにしてください。

下記の様な事例が有ります。

ホームページの作成やネットへの登録をする知識や技術が無いので、「安くホームページを作成します」との甘言に引かれて一切を作成業者に任せて、けっこうな料金を支払ったが、その後、作成業者と連絡が取れなくなり、別の業者に任せてホームページの変更と更新登録をして貰ったが、高額な料金がかかった。

ホームページを見た消費者から「広告と現状とが違っている」との苦情を受けたが、もうこれ以上の出費はしたくないので困った。

ホームページ作成を他者に発注する場合

ホームページの内容を変更するにはどうすれば良いか、変更やその登録にいくら料金がかかるのか、を確認して発注して下さい。